

## ●訪問型・通所型サービスB事業を実施する際の流れ



### ① 交付申請



団体は、市に申請を行う

#### 【交付申請に必要な書類】

- ・ 補助金交付申請書（市補助金交付規則様式第1号）
- ・ 事業計画書（交付要綱様式第1号）
- ・ 収支予算（決算）書（交付要綱様式第2号）
- ・ 事業計画に関する見積書等
- ・ 定款、規約、会則等
- ・ 活動実績がわかるもの（パンフレットなど）



### ② 審査

市は、交付申請に基づき審査する

### ③ 交付決定

審査の結果、交付の可否を決定する

### ④ サービス提供



団体は、地域包括支援センターのケアマネジメントによりサービスB事業の利用が適当と判断される者に対し、サービス提供を開始する。

※介護予防手帳を活用し、利用者の状況を把握

### ⑤ 実績報告

3月中旬まで



団体は、市に実績報告書を提出する

#### 【実績報告に必要な書類】

- ・ 補助金実績報告書（市補助金交付規則様式第8号）
- ・ 月別事業報告書（交付要綱様式第3号）
- ・ 収支予算（決算）書（交付要綱様式第2号）
- ・ 領収書等



### ⑥ 補助金の確定

市は、実績報告に基づき、補助金を確定する。

### ⑦ 補助金の請求



団体は、補助金交付請求書を提出する。

## ●問い合わせ先

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課地域支援係  
電話：0287-62-7327

